

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 4 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県宮古市小山田1-7

氏 名 ラサ工業株式会社宮古工場

工場長 菅原 淳

電話番号 0193-63-6809

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ラサ工業株式会社宮古工場
事業場の所在地	岩手県宮古市小山田1-7
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	製品出荷額 681百万円
③ 従業員数	21名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①汚泥1（特定有害汚泥） 原料→溶解→中和→溶解→残渣→回収→委託処分（脱水） ②汚泥2（特定有害汚泥） 中和→廃液→中和処理→澱物→回収→委託処分（薬剤混練） ③汚泥3（特定有害汚泥） 原料→溶解→残渣→回収→委託処分（焼却）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥1・2・3 製造工程の改良や変更による汚泥発生量の削減		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥1・2・3 製造工程の改良や変更による汚泥発生量削減の実施継続		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥1 (特定有害汚泥) 汚泥2 (特定有害汚泥) 汚泥3 (特定有害汚泥)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら再生利用する予定はない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら中間処理する予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ っ 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら埋立処分する予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） —		

(第5面)

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後とも管理責任者の指導のもと、製造担当者は産業廃棄物の分別を 確実にすることとする ・ 中間処理など、自ら行う予定は無いため委託処分を行うこととする		
電子情報処理組織の使 用に関する事項	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	137	t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年度より電子マニフェストへ移行		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 合計

)

数値は、
上段:前年度実績値

有償物量

不要物等発生量

自ら直接 再生利用する量	0	t
②	0	0

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分する量	0	t
③	0	0

排出量	137	t
①	290	

自ら中間処理した後 再生利用する量	0	t
⑧	0	0

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	0	t
⑫	0	0

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分する量	0	t
⑨	0	0

自ら中間処理した 後の残さ	0	t
⑥	0	0

自ら中間処理 する量	0	t
④	0	0

⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	0	t
⑬	0	0

直接及び自ら 中間処理した後の 委託処理量	137	t
⑩	290	

自ら中間処理によ り減量した量	0	t
⑦	0	0

④のうち熱回収 を行う量	0	t
⑤	0	0

⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	0	t
⑭	0	0

⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	137	t
⑪	290	

項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	137	t
②+③自ら再生利用を行った量	0	t
⑤自ら熱回収を行った量	0	t
⑦自ら中間処理により減量した量	0	t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	0	t
⑩全処理委託量	137	t
⑪優良認定処理業者への処理委託	137	t
⑫再生利用業者への処理委託量	0	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量	0	t

【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類： 汚泥1 (特定有害汚泥))

数値は、
上段：前年度実績値

有償物量

不要物等発生量

排出量	
①	43 100 t
自ら直接再生利用する量	
②	0 0 t
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分する量	
③	0 0 t

自ら中間処理した後再生利用する量	
⑧	0 0 t

項目	前年度実績値 今年度目標値
①排出量	43 100 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 0 t
⑩全処理委託量	43 100 t
⑪優良認定処理業者への処理委託	43 100 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 0 t

自ら中間処理する量	
④	0 0 t
自ら中間処理した後の残さ	
⑥	0 0 t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分する量	
⑨	0 0 t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量	
⑫	0 0 t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	
⑬	0 0 t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
⑭	0 0 t

④のうち熱回収を行う量	
⑤	0 0 t
自ら中間処理により減量した量	
⑦	0 0 t

直接及び自ら中間処理した後の委託処理量	
⑩	43 100 t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	
⑪	43 100 t

【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類： 汚泥2(特定有害汚泥))

数値は、
上段：前年度実績値

有償物量

不要物等発生量

自ら直接 再生利用する量	②
0	t
0	0

自ら中間処理した後 再生利用する量	⑧
0	t
0	0

排出量	①
15	t
90	90

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分する量	③
0	t
0	0

項目	前年度実績値 今年度目標値
①排出量	15 90 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	0 0 t
⑩全処理委託量	15 90 t
⑪優良認定処理業者への処理委託	15 90 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量	0 0 t

自ら中間処理した 後の残さ	⑥
0	t
0	0

自ら中間処理 する量	④
0	t
0	0

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分する量	⑨
0	t
0	0

自ら中間処理によ り減量した量	⑦
0	t
0	0

④のうち熱回収 を行う量	⑤
0	t
0	0

直接及び自ら 中間処理した後の 委託処理量	⑩
15	t
90	90

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	⑫
0	t
0	0

⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑬
0	t
0	0

⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑭
0	t
0	0

⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑪
15	t
90	90

【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類： 汚泥3(特定有害汚泥)

)

数値は、
上段:前年度実績値

